

賛助会員募集中!

ちはら台地区社会福祉協議会からのお願い

LINE



地元ボランティアにご協力頂ける方
ご寄付を協力くださる方 ご連絡を...

0436-37-1326

chi-shakyou@forest.ocn.ne.jp

あなたの知らない所で
この町のひとを支える
ボランティアの
仲間がいます

ちはら台地区社会福祉協議会



歳末たすけあい募金にご協力をお願い致します

11/1から12/15まで募金箱を設置します

コミュニティセンター受付に

歳末たすけあい募金とは、新たな年を迎える時期に
支援を必要としている方に明るいお正月を迎えて
いただくため「歳末見舞金の配布」や地域の住民
組織・団体が実施する「地域福祉支援事業」を
強化推進するために活用します。



昨年の地域福祉支援事業「クリスマス会」の様子

例年、福祉バザーの売上を歳末見舞金等に充当して
おりましたが、今年度はコロナ禍のため、福祉バザー、秋の演奏会が中止になってしまいました。
そこで、コミュニティセンター1階受付まえに
「歳末たすけあい募金箱」を設置させていただきますのでご協力をお願いします。

ちはら台南 仲村智子様より 切手10,957円分ご寄付を頂きました。
ご協力、ありがとうございます。

自治会連合会承認済

2020
秋号



かずさのみち



よつぼちゃん
市社協イメージキャラクター

【発行】ちはら台地区社会福祉協議会 〒290-0142 市原市ちはら台南 6-1-4 電話 (Fax) 0436-37-1326

「第3回 ちはら台福祉のつどい」 講演会のご案内

日時：11月15日(日)12時半受付～13時開始

場所：ちはら台コミュニティセンター 体育室

テーマ「新型コロナウイルス感染防止対策の 最新情報について」

千葉ろうさい病院の弥富先生をお招きして
おりますので日頃の疑問を解決しましょう



<講師の先生紹介>

弥富 真理 (やとみまり) 先生 (呼吸器内科部長・医学博士)

千葉ろうさい病院呼吸器内科の診療科部長であり日本呼吸器学会呼吸器専門医です
感染症や感染制御、院内感染対策を専門に取り扱うインフェクションコントロールドクター
の立場から千葉ろうさい病院の新型コロナウイルス感染症対策でも中心的役割を担っています



会場が密にならないようご予約制です
コミュニティセンター1階窓口にて申込受付します
(10月1日～ 先着80名)

主催：ちはら台地区社会福祉協議会(Tel/Fax 0436-37-1326) ✉chi-shakyou@forest.ocn.ne.jp
協力：ちはら台地区自治会連合会・ちはら台地区民生委員児童委員協議会・ちはら台シニアクラブ連合会
NPO法人ちはら台コミュニティセンター運営協議会
後援：市原市・市原市社会福祉協議会

～大規模災害に備えて～ わたしたちの取組み



＜地域での取組み＞

昨年度、ちはら台地区社会福祉協議会は防災に関する啓発活動として「避難所運営ゲームHUG訓練」を地域の自治会関係者や有志、民生委員を集めて実施しました。

避難所運営ゲーム(HUG)とは...

避難所運営をみんなで考えるためのひとつのアプローチとして静岡県で開発されたものです。避難者が抱えるそれぞれの事情が書かれたカードを人に見立て、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

＜平時の見守り活動＞

ちはら台地区社会福祉協議会は、地域に住む高齢者等への見守り訪問などを行う「安心生活見守り支援事業」を実施しています。民生委員・児童委員も高齢者等への見守り訪問を行っています。



＜市原市社会福祉協議会の取組み＞

市原市社会福祉協議会は、大規模災害が発生した際「災害ボランティアセンター」の設置運営を行い被災者の困り事と被災地に駆けつけてくれたボランティアの方をつなぐ活動をしています。

平時はこの災害ボランティアセンター設置運営訓練を毎年度実施しており、昨年からは災害の教訓を踏まえ、地域の方達と連携した「サテライト型」の災害ボランティアセンター設置運営訓練を行っているところです。今年度は2021年2月7日(日)ちはら台地区で実施する予定です。



「災害ボランティアセンター」設置運営訓練の様子
写真提供：市社会福祉協議会 長田

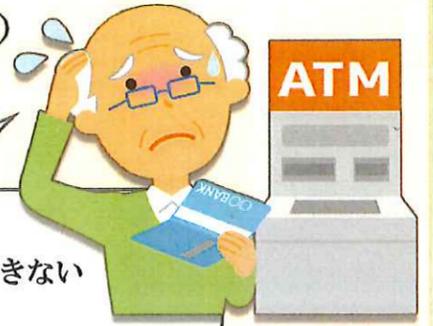


2019年 台風19号 ボランティアの様子

～市原市社会福祉協議会で実施している事業～

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

高齢者や障がい者の方々の生活をサポート



このようなことで困ってはいませんか？

- ・体の自由がきかず銀行に行くことができない
- ・公共料金や医療費の支払い、銀行などで払戻しがうまくできない
- ・通帳やはんこ 大切な書類をよくなくしてしまう
- ・役所から届く書類をどうしたらいいのかわからない
- ・親が高齢でこの頃忘れっぽくお金が管理できているか心配している

・・・こんな時に 社会福祉協議会が定期的に訪問し生活のお手伝いをする制度です。

1 どんな人が利用できるの？

お金の使い方や支払い、書類の書き方やお金の管理に困っている方などが利用できます。(例えば認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が対象です。なお、手帳の保持や認知症の診断を受けている方に限りませんので気軽にご相談ください。)

2 どんなことをしてくれるの？

- (1) 福祉サービスの情報提供や必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- (2) 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れや支払いをお手伝いします。
- (3) 大切な書類やはんこなどを金融機関の貸金庫でお預かりします。

3 だれが手伝ってくれるの？

社会福祉協議会の「生活支援員」という人がお手伝いをします。「生活支援員」はあなたを守るために社会福祉協議会が認めた信頼できる人です。あなたの秘密も守ります。安心して頼んでください。

4 どうやったら利用できるの？

まずは市原市社会福祉協議会にご連絡ください。そこから手続きがスタートします。話し合いの結果、利用がスタートする場合は利用契約を結びます。

5 利用にお金がかかるの？

相談は無料ですが、利用には料金が発生します。くわしいことは市原市社会福祉協議会にご連絡ください。



この事業は皆様からご協力をいただく会費の一部を充て活動しています

連絡先 市原市社会福祉協議会 0436-24-0011 相談時間 8時30分～17時15分(平日)
いちほら後見支援センター準備室 (直通) 0436-26-6200